

資料編



資料1 まちづくり研究会での検討結果の概要(まちづくりの課題と方向)

まちづくり研究会・グループ別ワークショップにおいて検討された、まちづくりの課題と方向は次のとおりです。

(1) 生活まちづくり検討グループ検討結果

生活まちづくり検討グループ検討結果のまとめ(6回まちづくり研究会)

大目標	細目標	方針	備考 他グループからの意見
1 安心なまち	子供・高齢者への配慮	子育て支援場所の確保 / ボランティア活動の展開(場所・機会の用意) / 既存施設の有効活用 / 高齢者・身障者等に配慮した地域福祉施設 / 生涯学習施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育と家庭でのしつけ問題は再検討が必要と思う。 ・老人のIT社会への対応が問題。 ・高齢者に配慮したまちには、高齢者を支える若い人も必要。高齢者のみに階層化しない、多世代が住み続けるまちとしたい。
	防災、防犯対策	災害に備えての道路整備 / 堅固な建物へ移行 / 既設防災施設の周知 / 子供の安全を守るためのソフト策充実(ボランティア活用) / 子供の遊び場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・子供が表で遊ばない。遊ぶことに関する指導者がいないことが問題
2 便利なまち	交通環境整備	市内循環バスの運行 / 生活道路の整備 / 広幅員道路整備時での交通安全対策の配慮 / 計画的な道路整備 / 東西公共交通手段の確保	
	買物・用事	一箇所で用事を済ませる場所・施設を(地域ごとの施設の集積) / 車で行ける商店街に / 買い物のための足の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・買物のための商店は、郊外型のスーパーマーケット方式がよいのか市街地の沿道型商店街がよいのか、折中案か? ・商店街(沿道)にあった方がよい業種もあるか。 ・本市の路面店商店街は、歴史や文化的要素を持ち、地域や都市の個性であり、その魅力を磨きたい。
3 元気なまち	交流の促進	多世代が集まれる場所の整備(公民館等既存施設の活用) / 通過車両を市内に留めるための施設整備(例えば規模の大きい道の駅)	<ul style="list-style-type: none"> ・交流促進は、市民同志さらに来訪者も加わり、新しい文化が生まれ、さらに活性化に繋げたい。
	街並み整備	建替え時のルール作成(商店街等沿道) / 緑化の推進(特に商店街等の通り) / サイン計画・設置	<ul style="list-style-type: none"> ・駿信往還など旧街道沿いの街並みを大切にしたい。

生活まちづくり検討グループテーマ別検討結果（3～4回まちづくり研究会）

検討に当たったの目標：“住民が住みよいまち”にするにはどうしたらいいか 検討を進める上での考え方：ハード面とソフト面それぞれで方策がある。関連付けて考えることも必要。	
検討テーマ1．子育て支援	
問題・課題	対応策
<ul style="list-style-type: none"> ・子育てを支援するための仕組みが欠けている。 ・特に人的支援が求められる。 ・相談などが行える場が必要。 ・子供が安心して遊べる場を充実させるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「子育てコーディネーター」などの人的支援組織を育成する。 ・支援組織を育て、かつ相談が可能で、さらに交流を進めるための場として公民館や公的施設を利用できないか？例えば学校の空き教室などが考えられる。 ・児童館の日曜日開放を検討してはどうか。
検討テーマ2．ボランティア活動の充実	
問題・課題	対応策
<ul style="list-style-type: none"> ・様々なボランティアの機運・活動はあるが、仕組みがない、ばらばらの対応である。活動機会が絞られることもあった。 ・ボランティア活動そのもの考え方を変える必要がある。 ・まちづくりを進めるためのボランティアがあってもいいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政によるボランティア活動の支援、ボランティアの養成、多様なボランティア活動を活発化させる仕組みづくりを。 ・施す側、受ける側という立場をなくすような考え方の変換、そのための方策の検討 ・例えば、次のようなまちづくりボランティアの検討を。 観光ガイドボランティア／花いっぱい活動ボランティア／地域研究ボランティア／芸術発表ボランティア／標識作成ボランティア等 ・まちづくりボランティアによるセンター的施設の運営も考えられる。 ・センター的施設は、一目で市の文化・観光がわかるものがいい。さらに散策路の紹介などのためのパンフレット、案内人の用意も必要。
検討テーマ3．防災について	
問題・課題	対応策
<ul style="list-style-type: none"> ・地震対策が必要だ。 ・低地部はかつて湿地であり、地震を考えると居住地としての安全性が心配である。 ・災害時の避難の場合、バイパスなどの広い道路を横断するのは非常に危険である。 ・災害時の避難、救急活動を考えると、細街路の拡幅は必要だが、景観への配慮も必要。 ・道路に街路灯もなく、防犯・防災含めて夜間は、非常に危険を感じる。 ・河川氾濫など心配があるが、県・市などどこが整備するのか分からない。 ・地域によっては、消防が高齢者宅などを廻り、家具転倒防止などへの備えをきめ細かく行っている。全市的に対応できればよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の住宅の耐震化を進めることが必要。 ・今後の検討課題。 ・大きな道路で囲まれた範囲内に避難場所を設けるべき。また、交差する（横断できる）道路の造り方を検討すべき。 ・今後の検討課題。 ・危険と思われる箇所の点検。 ・行政の分担・役割など分かりやすい情報の提供。 ・高齢者等災害弱者への対応策の検討
検討テーマ4．生活環境について	
問題・課題	対応策
<ul style="list-style-type: none"> ・小笠原の商店街が衰退しており、残念。活性化に向け、イベント開催、景観整備など様々な取り組みを行ってきたが、如何ともしがたい。（主な原因は後継者不足） ・大型店と比べ、商店街に行かない理由のひとつが商店街には駐車場がないことである。 ・高齢者は、交通手段がないので買い物に不便である。（私は、高齢者に声をかけ、週に数回車で買い物に誘っている。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内でも農産物の直売などで好評を得ているところがある。地産・地消の考え方も必要だ。 ・また、店舗や扱い商品など、手作りにこだわることも必要。 ・駐車場整備方策の検討。 ・高齢単身世帯を作らないよう、親子や3世代が共に暮らせる環境づくり。車を使えない人への対処として公共交通機関の整備。
検討テーマ5．道路・交通	
問題・課題	対応策
<ul style="list-style-type: none"> ・バイパスは特に交差する道路が少なく、時間短縮のため信号の無い交差点を車で横断することもあり、交通事故が心配である。 ・道路整備は必要と思うが、拡幅などで返って抜け道を作ることにもなり、危険性が増すこともある。 ・道路拡幅せず残しておきたい街並みもある。 ・住んでいる人が必要性を感じなくても、市民として生活道路の整備を行ってほしい地区がある。 ・市内を循環するバスは必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路を整備する際、その造り方に配慮する必要がある。 ・道路を整備する箇所、しない箇所を選定することが必要。 ・地権者等に道路整備の必要性や個人としてのメリットを説明すべき。 ・循環バスのルートには、役所支所と医療機関は必ず入れるべき。また、その他施設として温泉、買い物場所を入れることも必要。 ・循環バスルートと周辺JR駅（東花輪、市川大門）の連結を。 ・循環バスルートは、廃軌道をメインルートに。

(2) 都市の魅力化検討グループ検討結果

都市の魅力化検討グループ検討結果のまとめ(6回まちづくり研究会)

目 標	方 針	方 策 案	備 考 他グループからの意見
資源を活かした魅力あまくるまちづくり	果樹農業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・市内果樹観光農園への誘客の強化 ・特産品のアピールの場としての直売場設置とマップ作り ・遊休農園樹木のオーナー制度 ・宿泊施設の整備 ・定住を図る為の農園と宅地のセット化 	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の農園の方は自分の車を自分の農園に駐車するようにする。 ・道路に各農園の地図案内を使って表示する ・例えば花の時期にお花見もできて、更に受粉作業もできるなどのように新たな価値のある観光農園の開発
	山岳観光と果樹農業の融合・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・山岳観光と融合した特色ある農業づくり ・観光宿泊施設とタイアップしての特産品化(特産品のブランド化) ・特色ある宿泊施設化(農業体験民宿など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的には、登山・ハイキング・観光に分けたモデルコースづくり、温泉宿泊施設紹介、櫛形山・甘利山も含んだ観光開発、山岳観光マップ作りなども必要。
	南アルプス市としての都市のイメージアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特色を活かした市の魅力のアピール ・芦安地区の山岳観光イメージの強化 ・インターネット等による情報の発信交換(葉草園等) ・資源マップ、観光マップづくり ・三大扇状地のセールス、櫛形山で大文字焼き等 	<ul style="list-style-type: none"> ・南アルプス市のイメージである「田園都市」「桃源郷」について市民の計画した具体的な姿、イメージを明確にすることが必要。
本市に住みたいと思えるまちづくり	景観づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の山々を見渡せるスポット探し、スポットづくりとマップ化 ・橋の周辺景観の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落の美しい景観を維持したい。 
	安全・安心・快適なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路、歩道等の確保 ・散歩道の整備、自転車道の整備、多様な選択コースの設定(具体的な改善等を入れたコースマップ化) ・循環バスの運行 ・青少年、子供が遊べる場所づくり(自然体験等) ・共同溝等 ・中心市街地の活性化 ・都市整備計画づくり 	<p>都市の人的環境(人づくり)魅力化育児のサポートが大切と思います。</p>

検討テーマ1．南アルプス市のイメージづくりはどのように進めるべきか

問題点

南アルプス市としての“はっきりしたイメージ”がないことである。

今考えられる対応策

- ・全国スケールの特産品づくりである。普及品等として、例えば薬草などはどうか。
- ・固有の資源を活かすべきである。山、果物、歴史がある。
- ・これまでの各地区の産品を、それぞれ固有の特産品としてアピールすべきである。芦安、八田、白根、櫛形、若草、甲西それぞれのブランド化を。
- ・特産品をアピールする場として、生産者の顔が見える直売所の設置が考えられる。具体的には「道の駅」のようなものが候補である。
- ・また、市内観光地や宿泊地（例えば芦安）で、地元で採れた産品を提供するのをもひとつのPR手段である。

検討テーマ2．都市の魅力は何か、南アルプス市の魅力とその問題点は何か

都市の魅力とは、

とにかく

人がいること

活気があること

- ・景色はよい。…しかし、人がいなければ何にもならない。
- ・イベントがある。マラソン大会がある。…しかし、「走るだけ」「見るだけ」に終わっている。
- ・祭りがある。…しかし中途半端である。集客の手立てに欠ける。例えば駐車場が十分でない。
- ・資源を活かしきれていない。（イベント活用で人と人との出会いづくりができるはず）

検討テーマ3．南アルプス市に住みたいと思う（思わせるための）魅力づくりをどのように考えるか

交通面での対応

- ・散歩道が必要。自転車道があってもいいのではないか。
- ・果樹園の中を歩けるようにできないか
- ・公園と公園を結ぶルートの設定と連絡路の整備が必要。
- ・小さなバスを市内で循環させてはどうか。

資源の活用

- ・夜景鑑賞スポットがある。ぜひ活用すべきである。
- ・古い道（古道）を再発見し、活用すべきである。芦安や、櫛形山に存在している。

検討テーマ4．中心市街地活性化について

道路工事の効率化と情報公開

- ・IT化を進めることにより、ガス、水道、下水、電気などの工事で同じ道を何度も掘り返さず、計画的な工事をコントロールするとともに、様々な情報を住民が知ることの出来るようなシステムづくりが必要。また、共同溝の設置なども進めてほしい。

商店街の再生

- ・現在は大型スーパーが中心となっているが街中の小規模な商店街の活性化が必要。たとえば、大型スーパーにないもので差別化して、子供向け、女性向けを中心に特色を出していく。
- ・小笠原商店街では電線の地中化を図ったが、行政主導ではなく、まちの人たちが中心となって活動しなければならない。
- ・身延駅周辺で良い町並みが出来ているものの、人が集まるのは桜の時期など限られ、普段はほとんど人がいない状況であり、商店街の活性化は難しいものがあるようだ。

南アルプスの中心は何なのか

- ・中心となるものは、52号、市役所、大型店、商店街など色々考えられるが、町の背骨になるものが必要である。

検討テーマ5．まち全体としての魅力づくりについて

特色づくりによる集客

- ・全国から人が集まるような企画が必要。たとえば、全国から桜を植える人を募集して、桜の名所をつくる。また、春だけでなく秋は紅葉など、春夏秋冬楽しめるもので人を集める。あるいは、遊休農地の活用により人を集める。
- ・中富町の句碑の里「あなたの句を碑にしてみませんか」と全国の俳句愛好者に呼びかけまちおこしは参考になる。
- ・南アルプス市にある様々な魅力をマップの中に落とし込み、ここは観光地、ここは農地、ここは商業地、工業地というようなゾーニングをしていく必要がある。

南アルプス市のイメージづくり

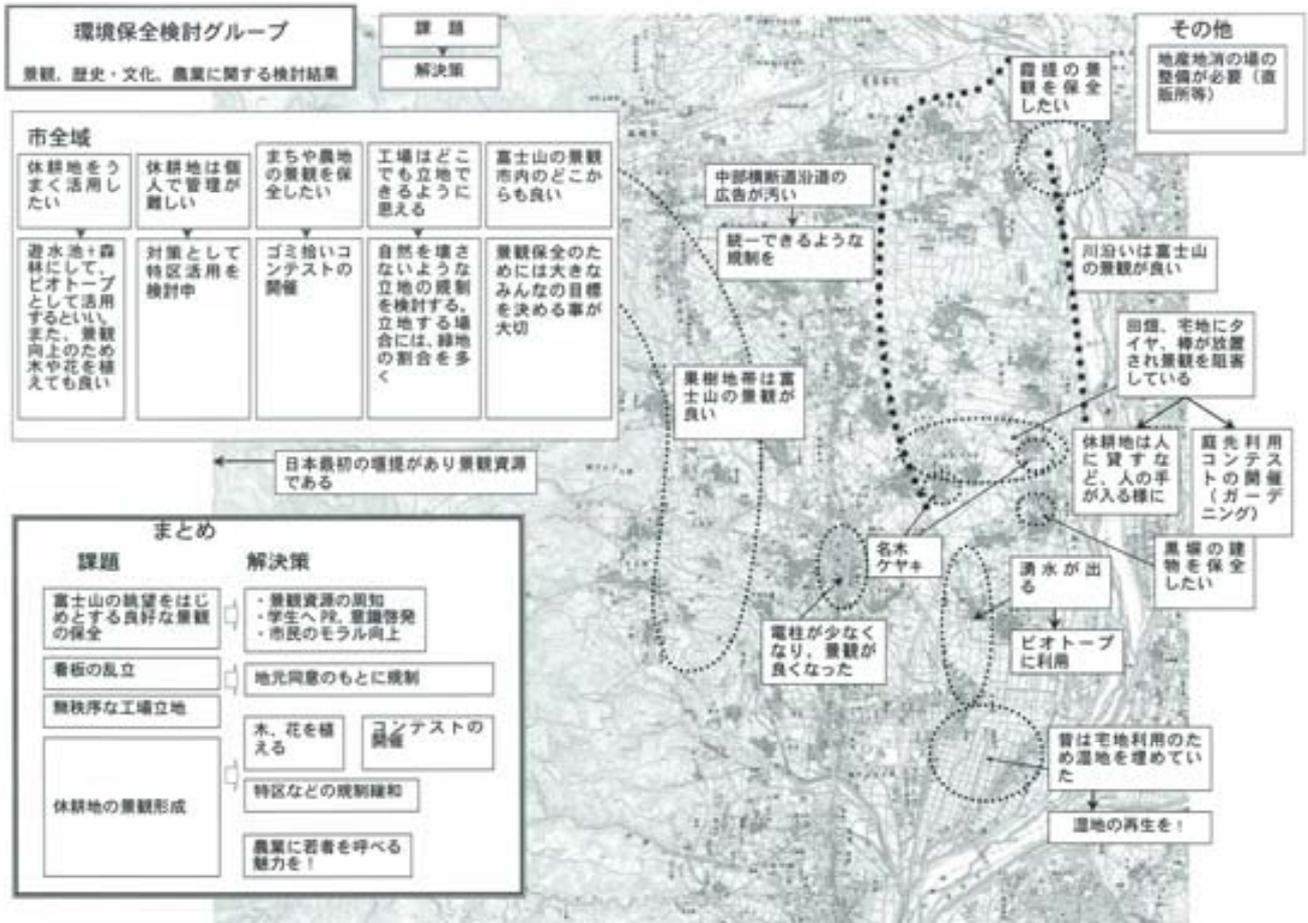
- ・市民がみんなで努力する目標を立て、南アルプスのイメージを高めていくことが必要。たとえば、富士山が世界遺産に立候補しているが、日本で2番目に高い北岳のある南アルプスを世界遺産にする市民運動を象徴的に行う。
- ・南アルプスというところ、まず、北岳ということになるが、これは3,000m級の山であることから限られた世界となる。身近な、誰でも親しめる夜叉神峠、甘利山、櫛形山にも目を向けるべきである。
- ・3,000mの北岳を象徴として、夜叉神峠、甘利山、櫛形山のハイキングコースや古道、里の果樹園や様々な施設、公園、特産品のある道の駅、提案された新たな桜の里、子供の遊べる場所などを結び、南アルプス市全体を歩ける散歩道づくりにより南アルプス市の魅力づくりを行っていく。
- ・連続した散歩道づくりのなかで、南アルプス市の統一したカラー、南アルプス市を訪れる人が一目で南アルプス市に入ったとわかる統一した看板をデザインすることなどを通して、南アルプス市のイメージを作り、また、魅力を高めていく。
- ・この散歩道づくりを軸として、様々なまちづくりのための事業化を図っていく。

(3) 環境保全検討グループ検討結果

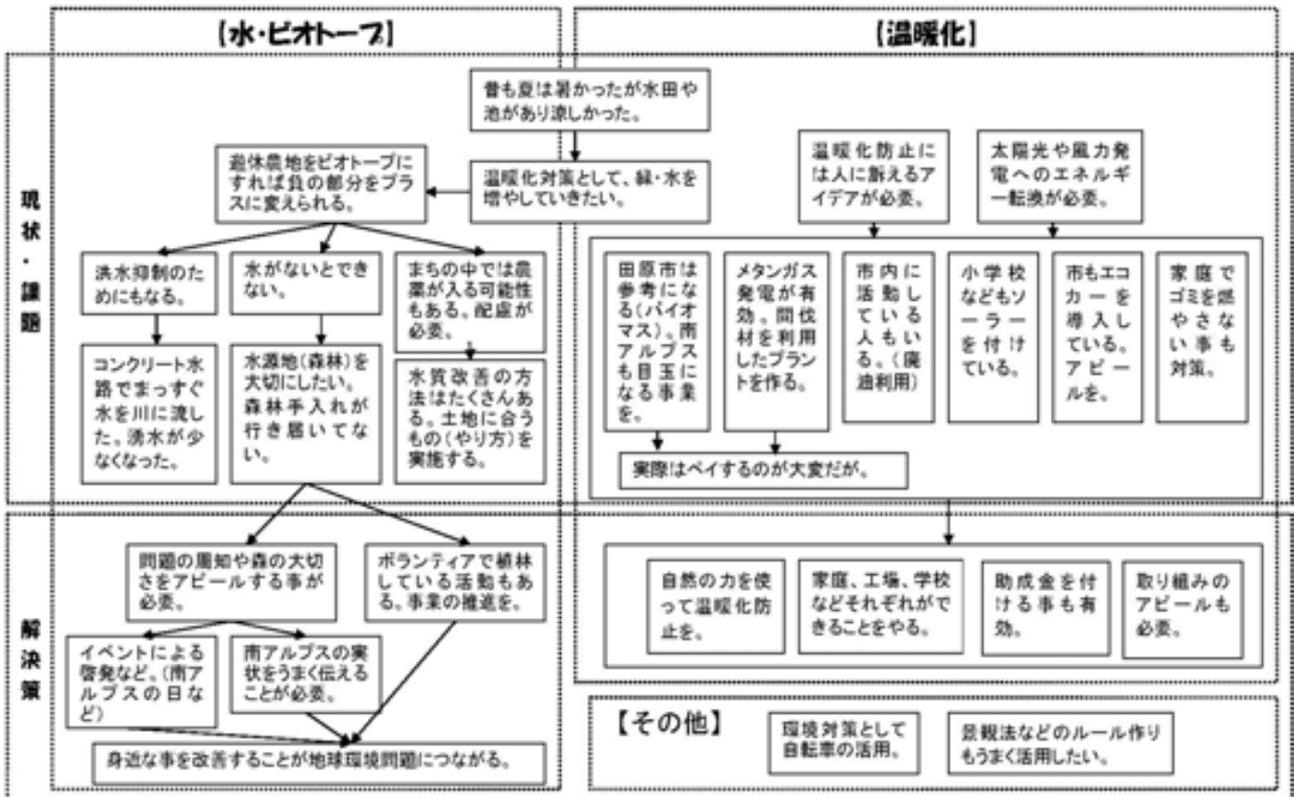
環境保全検討グループ検討結果のまとめ(6回まちづくり研究会)

目 標	個別策	課 題	備 考 他グループからの意見
水源地(森)を大切にしたい。 水量の確保、水質の改善を。	<ul style="list-style-type: none"> ・森林ボランティアの育成(本職も必要) ・イベントなどによる啓発 ・下水道・河川の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林保護と観光利用の調整 ・資金の確保 ・人の生活様式の見直し 	
温暖化対策を進めたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・エコカーの普及 ・公共交通の整備 ・自転車道の整備 ・様々な取組みのPR 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフスタイルを変えていく必要がある 	
ゴミ対策を進めたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの分別のPR、啓発 ・ゴミは資源になるという発想への転換 ・情報の積極的な公開 ・グリーン購入の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの分別収集の統一 ・ゴミの減量対策が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然サイクルの異変には敏感に対応する努力。4R対策を協力的に実践。
農地を活かして美しい自然や景観を創出したい。	<ul style="list-style-type: none"> ・若者などが住みたい・働きたいと思える魅力(環境)の創出 ・土地や地形の特性にあった自然を残す・創る。(ビオトープの場合、場所により水の出る出ないがある) ・休耕地を活用したビオトープの創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・休耕地の荒廃 ・後継者不足 	
地域の文化・歴史・景観資源を保全・活用したい。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の活用とPR ・まちと山の間にある景色のきれいな場所を大切に ・景観保全のルール作り ・黒堀の街並みの保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・南アルプスらしさを出すことが大切 	<ul style="list-style-type: none"> ・芸能、祭り、食など地域の誇れる文化、生活の楽しみを大切に。 ・文化施設等のそばに駐車場(大型バス)を作る。

環境保全検討グループテーマ別検討結果（3～4回まちづくり研究会）



環境保全検討グループ 検討結果



(4) 計画実現化検討グループ検討結果

計画実現化検討グループ検討結果 (第6回まちづくり研究会)

基本的視点	目標	方針	考え方	検討・調整すべき方向	備他のグループの意見	考ら見
実現したい実現できるまちづくり	計画的都市形成	土地利用の 整序化 ゾーニング と保全・開 発・整備の方 針づくり	<ul style="list-style-type: none"> 河川は河川らしく、山林は山林らしく、農地は農地らしく、住宅地はより質が高く。 	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用計画の合意形成の方法(理想のまちづくりは、人によって違う。) 前向きな展望を示し、合意を求める必要がある。 		
		農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> 生活・生産基盤としての農地の保全(一旦、壊れた農地は戻せない。) 	<ul style="list-style-type: none"> 果樹観光農業振興のための有効な仕組みづくり 観光農業者の自助努力と安定的リピーター確保のための地域ルールづくりと合意形成 税金投入、空地・農地の買い上げ、都市計画制度の検討 農業特区制度の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 若い人が農業をやりたいという気持ちが出るような施策・補助等の制度。遊休農地の廃止を。 	
		都市機能の 集中集積を 図る	<ul style="list-style-type: none"> 商業、生活サービス施設、病院、公共施設が身近に集中し、徒歩で生活できるまち。 公共費用の増大を招かないための宅地分散化の抑止。 良好な住宅の確保(宅地規模の規制など) 人々が集まる都市の中心づくり 都市の発展を導く、新たな産業地の計画的な整備 	<ul style="list-style-type: none"> 機能の集中と分散の基本的考え方の検討とその合意形成(既に分散している宅地の扱い/下水道及び骨格道路は全域に渡り整備または計画済み/商業の分散化・郊外化をどう見るかなど) ハード整備のみで終わらないソフト策を含む街なかの再活性化(地域マネジメント) 人々が集まり、集まりたいと思う南アルプス市らしい街なか環境の検討 インター周辺等今後の拠点地区・候補地区の位置づけと目標の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 都市の中心の必要性は? 誰もが、集まれて、都市サービスを受けることができる都市の魅力の大きな1つである。 	
		移動手段の 確保	<ul style="list-style-type: none"> 増加する高齢者を考慮した適正な移動手段の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通手段の確保 		
	人的資 源の 確保	交流人口の 拡大を背景 とした人的 資源の積極 的確保	<ul style="list-style-type: none"> 増加が見込まれる団塊世代高齢者の田舎暮らしの受け皿整備 まちづくりの人的資源の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 超高齢社会を背景とした首都圏からの田舎暮らしやマルチハビテーション推進施策の検討 		
	実現でき るまち づくり	市民と行政 の協働	<ul style="list-style-type: none"> 情報の公開(説明責任)と市民参加の推進 計画達成目標の明確化、指標化 官民協働の体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりにおける情報の公開と参加の仕組みづくり、行政窓口づくり 本市らしい、わかりやすい計画達成指標の開発 専門的総合的事務局としての行政担当能力の向上 上記施策の推進を通じた行政不信の払拭 	<ul style="list-style-type: none"> 議員、区長、組長が意見の窓口となるのではないか? 市民の多様な意見を具体的に行政に反映させるためには多様な方法、チャンネルがほしい。 	
		まちづくり 実現手法の 充実	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり実現手法の充実(事業化/規制/優遇措置/社会規範化(モラル形成)) 	<ul style="list-style-type: none"> 重点事業化地区の検討 公平公正な規制措置(都市計画制度・条例・要綱・協定等)の方策の適用可能性とその合意 まちづくり推進のための優遇支援施策の検討 まちづくり参加への意識やモラル醸成のための方策検討(公共性についての理解醸成) 	<ul style="list-style-type: none"> 実現策として耐震策世代間の縦型コミュニケーションの強化教育・育児等による人格形成が大切。 	

資料2 用語解説

【ア行】

アクセス

近づく方法・接近などの意味で主要施設への連絡、又はその手段。

沿道サービス

沿道の立地条件を生かした、サービスまたは、サービス業。

NPO

行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。1998年、これに法人格を与え、活動を支援するための特定非営利活動促進法（NPO法）が成立した。

オープンスペース

公園や広場・緑地等、建物によって覆われていない空地。

屋外広告物

広告塔・広告板などのこと。都市に活気を生み出す役割と美観を損なう面がある。屋外広告物条例などにより規制される。

【カ行】

環境基本計画

環境基本法に基づき、地方自治体が環境に関する方向を明らかにしたもの。

環境共生

自然環境と人間社会が相互に作用し合い、補い合って生活する状態。

幹線道路

道路網のうちでも主要な骨格をなし、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地の相互間の交通を主として受け持つ道路。主要幹線道路、(都市)幹線道路、補助幹線道路に大別される。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。平成13年4月から、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）が施行され、国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めている。

グリーンツーリズム

緑豊かな農山村地域において、農林業を体験したり、その地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

景観協定

建築物・工作物等の規模、位置、色彩及び緑化などについて、市民等が自ら締結する協定で、良好な景観の形成に寄与するものと市長が認定した協定。

景観計画

景観行政団体が景観まちづくりを進める基本的な計画として、景観形成の方向に基づき、届出、勧告の基準や、景観形成上重要な公共施設の位置づけ、整備の方針等をまとめる計画。（本市は景観行政団体

に位置づけられている。)

景観重要建造物

景観法に規定されたもので、地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要となる建造物（建築物及び工作物）について、景観行政団体の長が所有者の意見を聞いて指定するもの。

景観地区

都市計画区域及び準都市計画区域内において建築物の形態意匠の制限等を定める都市計画制度。なお、その他の地域では条例を制定することにより、準景観地区を設定して建築物の形態意匠の制限等を定めることができる。

景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律。

建築協定

建築基準法に基づく制度。住民全員の同意によって、建築基準法等の最低限の基準に上乘せして一定の制限を定め、お互いに守りあっていくこと約束する制度。

公園

市民の休息、遊戯、レクリエーションなどに供し、併せて避難場所などとして利用するために設けられた公共施設としての庭園・広場または自然保護等を目的に定めた地域。

コミュニティ

居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会・地域社会。まちづくりでは、住民相互のコミュニケーションが図られ、住民や家族の生活がより豊かなものへと広がった地域社会という意味合いを持っている。

コンパクト

小型で中身が充実していること。まちづくりでは、スプロールと反対の意味合いを持っている。

【サ行】

里山

人々の暮らしと結びついてきた近傍の林、森、山。

親水化

河川・池・湖沼など水辺の状況や規模のいかんによらず水を主題とし、意図的に水と親しむようにすること。

水源涵養

雨水を吸収して水源を保ち、併せて河川の流量を調節すること。

線引き都市計画区域

都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」の2つに区域区分した都市計画区域。市街化区域は、優先的・計画的に市街化を進める区域であり、市街化調整区域は、市街化を抑制して農地や緑地な

どの自然環境を保全する区域。本県では甲府都市計画区域のみが線引き都市計画区域となっている。

SOHO

ソーホー。Small Office Home Office の頭文字を取って出来た言葉。会社と自宅や郊外の小さな事務所をコンピュータネットワークで結んで、仕事場にしたもの。あるいは、コンピュータネットワークを活用して自宅や小さな事務所で事業を起こすこと。業務でインターネットなど IT、デジタル情報通信を積極的に活用する「時間と場所に制限されない新しいワークスタイル」とされる。出勤に起因する時間的、経済的な無駄が省けるという利点がある。

ゾーン

計画などに用いる区域や範囲。

【夕行】

地域地区

都市における土地利用に計画性を与え、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図るため定められる都市計画制度。都市計画区域内の土地を、その利用目的によって区分し、建築物などについて必要な制限を課すことにより、一体的かつ合理的な土地利用を図ろうとする地域、又は地区。

地区計画

都市計画の一つで、良好な市帯地を形成していくために、地区の道路・小公園等の宅地廻りの施設と建築物の用途・形態などを一体的に定めることのできる計画。

テレワーク

通信ネットワークを利用して、オフィス以外の場所で働く労働形態のこと。実際の労働場所にもよるが、在宅勤務の一形態とも考えられる。従業員にとっては通勤の必要がない、自由に労働時間を選べるなどのメリットがある。一方、企業では大規模なオフィスを都心に用意する必要がなくなり、コスト削減のメリットがある。

特定用途制限地域

「用途地域が定められていない土地の区域」(市街化調整区域を除く。)において、良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物その他の工作物の用途の概要を市の条例で定めることができる都市計画制度。

都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。

都市計画区域

都市計画の基本理念を達成するために、市町村の中心市街地を含み、かつ一体の都市として総合的に整備や開発、保全する必要がある区域として都市計画法等の適用を受ける土地の範囲をいい、県が指定する。

都市公園

都市計画区域において、市町村が設置する公園又は緑地。機能的に、街区公園、近隣公園、地区公園、

総合公園などに分類される。

都市施設

都市を構成する上での基本的な施設。「都市計画法」では、道路・鉄道・駐車場等の交通施設、公園等の公共空地、水道・電気・ガス等の供給処理施設、河川等の水路、学校・図書館等の教育文化施設、病院・保育所等の医療・社会福祉施設、官公庁施設、通信・防災施設等が定められている。

都市緑地法

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的とする法律。

土地区画整理事業

「土地区画整理法」に基づいて、公共施設の整備や改善、宅地などへの利用を進めるために、土地の区画や形質の変更などを行う事業。

【ナ行】

ネットワーク

網状組織、つながりの意味。ここでは、複数の公園や道路など、施設間の連携を図ることにより、全体としては、個々で持つ能力の総和以上の効果や効率を生む体系。(network)

農業振興地域

農業経営に関する基本的条件の現状及び将来の見通しに照らし、農用地等として利用すべき相当規模の土地があり、経営の近代化が図られる見込みが確実であることなどの要件を備えるものについて、県知事が指定する地域。

農用地区域

農業振興地域内に指定される区域で、農業に利用すべき土地として市町村が策定する農業振興地域整備計画で定める区域。

【ハ行】

バリアフリー

障害のある人、高齢者などが社会生活をしていくうえで障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。

パークアンドライド(パークアンドバスライド)

路線バスを使ったパークアンドライドのこと。最寄りバス停の近隣駐車場までマイカーで行き、そこから路線バスに乗って通勤通学をする方法。

マイカーからバスに乗り換えることにより、都市中心部に向かうバス路線上のマイカーが減少すれば、バスの走行環境が良くなり、定時運行(定時性)や旅行時間の短縮(速達性)などのメリットがある。また、マイカーによる二酸化炭素等の排出量を抑制することができる。

ビオトープネットワーク

生物の移動を確保するために、ビオトープ（生物の多様な生息空間）を道路空間や公園、河川等の空間を利用してネットワーク化すること。

微気候

住まいとその周辺に限った局地的な気候のこと。建物の設計や植物に影響を受けるため、温度も湿度も風も、広範囲の気象や気候とは微妙に異なる。

ビューポイント

景色や眺めの良い所。

風致地区

都市計画において、都市の風致（おもむき、あじわい）を維持するために定める地区。樹林地、水辺などの良好な自然的要素に富んだ地域等を都市計画に基づき指定し、その風致を維持し都市環境の保全を図るため定める制度。建築物の建築・宅地造成・立木伐採等の行為について県又は市町村の条例により規制を行う。

防災公園

地震に起因して発生する市街地火災等の二次災害時における市民の生命、財産を守り、都市の防災構造を強化するために整備される、都市公園および緩衝緑地。広域防災拠点の都市公園、広域避難地機能を有する都市公園、一次避難地の機能を有する都市公園、避難路の機能を有する都市公園や緑道等、石油コンビナート地帯等と一般市街地を遮断する緩衝緑地などがある。

保健休養

健康を守り保つために気力や体力を養うこと。

【マ行】

まちづくり交付金

国が市町村の策定する都市再生整備計画に対して総合的に支援することを目的として支出する交付金。

マルチハビテーション

平日は都市の住宅に居住し、週末や休暇は地方の住宅で過ごす等、複数の地域にある住宅を使い分けて生活すること。

水環境

自然的要素のうち、河川・湖沼など、水に関わる状態やその生物を取り巻く状況。

モータリゼーション

自動車の大衆化現象

【ヤ行】

用途地域

行政が都市の環境を保つとともに機能的なまちづくりのために、建築できる建物の種類、用途の制限を定めた12種類のエリアのこと。現在本市では、櫛形・甲西地域に指定されている。

4 R

リフューズ(Refuse)・リデュース(Reduce)・リユース(Reuse)・リサイクル(Recycle)の4つの言葉。必要ではない物は買わない、断る(Refuse)。ゴミとして出にくい物を購入(Reduce)する。再利用出来る物を購入し、使い捨ての物は買わない(Reuse)。リサイクル出来る物を購入する(Recycle)という購買運動。

【ラ行】

緑化地域

緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける都市計画制度。これにより効果的に緑を創出し、良好な都市環境の形成を図ることができる。

緑地

公園施設はほとんど設けず自然のまま、又は園路・植栽を施す程度の公共的な樹林地、草地など機能的には公園と異なるものではない。

特別緑地保全地区・緑地保全地域

「都市緑地法」によるもので、都市の樹林地・草地・水辺地など、良好な自然環境を形成している場所を定め、一定の行為を制限(許可または届け出)することで保全を図るべき地区。

【ワ行】

ワークショップ

まちづくりを進めるために、委員会・懇談会などの方式ばかりでなく、住民の声を直に行政に反映させ、住民が計画作業の一端を担うための方法。テーマについて参加者がアイデアを出し合い合意形成する集まりで、誰もが自由に意見を言いやすいように工夫される。

資料3 都市計画マスタープラン策定審議会設置要綱

南アルプス市告示第72号

南アルプス市都市計画マスタープラン策定審議会設置要綱を次のように定める。

平成16年11月19日

南アルプス市長 石川 豊

南アルプス市都市計画マスタープラン策定審議会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する本市の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)について調査審議するため、南アルプス市都市計画マスタープラン策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 都市計画マスタープランの素案の作成に関すること。
- (2) 都市計画マスタープランの推進方策に関すること。
- (3) その他都市計画マスタープランの作成に関し必要な事項。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者、地域を代表する者、各種団体を代表する者、市議会の議員、関係行政機関の職員、市民及び市の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、都市計画マスタープランの策定が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(研究会)

第8条 都市計画マスタープラン地域別構想の策定にあたり、広く市民の意見を聴取し、もってその計画に反映されるため、南アルプス市都市計画マスタープランまちづくり研究会(以下「研究会」という。)を置く。

2 研究会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(庁内幹事会等)

第9条 第2条に規定する所掌事務を補助するため、市の職員による南アルプス市都市計画マスタープラン庁内幹事会(以下「庁内幹事会」という。)及び南アルプス市都市計画マスタープラン庁内検討会(以下「庁内検討会」という。)を置く。

2 庁内幹事会又は庁内検討会は、あらかじめ指示された事項について調査研究を行い、その結果を審議会若しくは庁内幹事会に報告しなければならない。

3 庁内幹事会及び庁内検討会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、都市計画マスタープランを定め公表した日に、その効力を失う。

資料4 策定審議会・まちづくり研究会等委員名簿

南アルプス市都市計画マスタープラン策定審議会委員名簿

区分	役職	氏名	役職名等	氏名(前任者)
学識経験者	会長	北村 眞一	山梨大学大学院教授	
"		大山 勲	山梨大学大学院助教授	
市議会代表		清水 勝則	市議会議長	相原 豊
"		若尾 敏男	市議会副議長	西海 勝男
"		久保田松幸	市議会産業土木常任委員長	深澤 米男
団体代表	副会長	小林 寛樹	南アルプス市商工会長	
"		米山 毅	市農業委員会長	名取 保
"		内田 信也	巨摩野農協組合長	
"		佐久間信一	南アルプス市建築家協会長	
"		塩沢 梅子	市女性団体連絡協議会長	内藤 斐子
"		長沢よし子	南アルプス女性みちの会会長	志村カオル
地域代表		清水 武秀	八田地区区長会会長	樋川 積
"		清水 重仁	白根地区区長会会長	斉藤 敬文
"		伊東 隆雅	芦安地区区長会会長	伊東今朝次
"		渡邊 健	若草地区区長会会長	内田 勲
"		櫻田 博	櫛形地区区長会会長	鶴田 弘男 小野 貞彦
"		深澤 純	甲西地区区長会会長	秋山 健
市民代表		三枝 正揮	まちづくり研究会代表	
"		芦沢 誉明	"	
"		中込 秀樹	"	
"		塚原 正	"	
"		杉山 晃一	"	
"		大久保厚仁	"	
関係行政機関		古屋 良夫	山梨県中北建設事務所長	鮎沢 義雄
"		雨宮 進	山梨県中北農務事務所長	篠原 隆美
市職員		小池 通義	助 役	
"		東條 一邦	建設部長	荻野 忠彦 内藤 希香
事務局		望月 良雄	都市整備課長	入倉 正治
"		齊藤 貞文	計画担当	依田 昭造
"		中島 司	"	小野 好人
"		石川 京子	"	手塚 英男

敬称省略

南アルプス市都市計画マスタープランまちづくり研究会委員名簿

氏 名	地 区
大 野 仁	八田地区
三 枝 正 揮	八田地区
中 島 聖 司	八田地区
中 島 克 弘	八田地区
矢 崎 政 子	白根地区
芦 沢 誉 明	白根地区
清 水 信 之	白根地区
飯 野 重 男	白根地区
斉 藤 文 子	白根地区
松 本 春 雄	白根地区
小 野 捷 夫	白根地区
大 瀧 要 造	芦安地区
森 本 聖 治	芦安地区
名 取 利 之	若草地区
中 込 秀 樹	若草地区
水 地 美 丘	若草地区
塚 原 正	若草地区
矢 崎 正 美	若草地区
加 藤 智	若草地区
金 丸 辰 雄	若草地区
名 取 あ け み	若草地区
古 屋 浩 之	若草地区
内 藤 眞	櫛形地区
横 内 昌 久	櫛形地区
杉 山 晃 一	櫛形地区
石 川 静 男	櫛形地区
杉 山 由 美	櫛形地区
櫻 田 清	櫛形地区
常 盤 修	櫛形地区
塩 澤 克 己	甲西地区
大 久 保 厚 仁	甲西地区
市 橋 幸 男	甲西地区
渡 辺 顥 誠	甲西地区
深 沢 悠 紀 彦	甲西地区
保 坂 弘 子	甲西地区
内 藤 勝 正	甲西地区

敬称省略

資料5 策定審議会からの提言書

平成 19 年 2 月 23 日

南アルプス市長 石川 豊 殿

南アルプス市都市計画マスタープラン
策定審議会長 北村 眞一

南アルプス市都市計画マスタープラン（案）について（提言書）

平成 17 年 9 月 8 日より、都市計画マスタープラン策定に伴う審議会を四回に亘り開催し審議してまいりました。当審議会の意見は、次のとおりであります。

1. 総括事項

南アルプス市都市計画マスタープラン(案)は、目標の都市像で示された「扇状地の水とみどりと共に生き、歴史と文化にふれあい、ゆとりを実感できる樹園交流のまち 南アルプス市」の基本理念を踏まえ、その目標の実現と都市像を支える都市の構造の形成のために、「ゆとりのある環境を育む方針」「個性と魅力ある環境を整える方針」「快適で安心の暮らしを支える方針」の3つの施策方針を掲げ、さらに個別施策方針、地域別構想を定め、より具体的に施策や事業を掲げています。また、今後、積極的な施策の展開を図ることを期待し、実現に向けての目標指標を設定しています。

本マスタープラン策定に当たっては、市民参加による策定という主旨から市民主体の「まちづくり研究会」を立ち上げ、広く市民意見が取り入れるよう研究会を重ね、市民と行政との協働による策定内容となっております。

以上の観点から、本審議会は、本案を合併新市・南アルプス市における、市民一体の都市づくり指針として、ふさわしいものと認め、ここに提案いたします。